

議案第2号

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年1月27日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

三市共同システムへの移行に伴い、システムから出力される様式の名称、レイアウト等を改正することとしたほか、必要な文言整理を行うため。

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則（平成22年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 通級指導学級等 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する、特別な指導を行う必要があると委員会が認定した児童が通う<u>通級指導学級及び児童又は生徒が通う特別支援教室</u>をいう。</p> <p>(3)～(6) ……略……</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度<u>特別支援教育就学奨励費申請書（委任状兼収入額・需要額調査）</u>（第1号様式）に、対象者であることを証する書類を添えて校長を経由して委員会に提出しなければならぬ。ただし、要保護者は福祉事務所の生活保護開始の報告をもって、申請があつたものとみなす。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 委員会は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ認定区分を決定し、<u>特別支援教育就学奨励費認定区分決定通知書</u>（第2号様式）により、申請者に通知する。</p> <p>(取消し)</p> <p>第9条 ……略……</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 通級指導学級等 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する、特別な指導を行う必要があると委員会が認定した児童又は生徒が通う<u>学級及び特別支援教室</u>をいう。</p> <p>(3)～(6) ……略……</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度<u>特別支援教育就学奨励費申請書</u>（第1号様式）に、対象者であることを証する書類を添えて校長を経由して委員会に提出しなければならぬ。ただし、要保護者は福祉事務所の生活保護開始の報告をもって、申請があつたものとみなす。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 委員会は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ認定区分を決定し、<u>特別支援教育就学奨励費決定通知</u>（第2号様式）により、申請者に通知する。</p> <p>(取消し)</p> <p>第9条 ……略……</p>

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、特別支援教育
就学奨励費認定取消通知書（第3号様式）により、認定者及び校長に
対してその旨を通知するものとする。
別表（第3条・第6条関係）

認定区分	認定の要件	奨励費の内容
…略…		
認定者Ⅲ	奨励費対象保護者のうち、 算定要領により収入額が需 要額の2.5倍以上の額の世 帯に属するもの	ア 通学費 イ 通学付添費 ウ 校外活動費（宿泊を伴 うものは除く。） エ 宿泊学習参加費
通級保護者	市立学校の通級指導学級等 に通級する児童及び生徒の 保護者	ア 通学費 イ 通学付添費

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、特別支援教育
就学奨励費認定取消通知（第3号様式）により、認定者及び校長に対
してその旨を通知するものとする。
別表（第3条・第6条関係）

認定区分	認定の要件	奨励費の内容
…略…		
認定者Ⅲ	奨励費対象保護者のうち、 算定要領により収入額が需 要額の2.5倍以上の額の世 帯に属するもの及び算定要 領により認定者Ⅰ又は認定 者Ⅱに該当する者で、当該 該当することを証する書類 を自らの意思で添付しない もの	ア 通学費 イ 通学付添費 ウ 校外活動費（宿泊を伴 うものは除く。） エ 宿泊学習参加費
通級保護者	市立学校の通級指導学級等 に通級する児童及び生徒の 保護者	ア 通学費 イ 通学付添費 ウ 校外活動費（宿泊を伴 わない通級指導学級等単 独行事に限る。）

特別支援教育就学奨励費申請書(委任状兼収入額・需要額調査)

第1号様式(第4条関係)
立川市教育委員会 殿

記載欄① 必須 申請日 年 月 日 保護者等氏名(フリガナ) 住所 〒 電話番号		児童・生徒氏名(フリガナ) 在籍学校名 生年月日 年 月 日 年 月 日 学級	
下記1~3番の中から、該当番号一つを○で囲んでください。 【固定級又は学校教育法施行令第22条の3該当の方】 1 対象となる経費の支給を希望します(下記のいずれかに○を入れてください。) <input type="checkbox"/> 1月1日時点で立川市に住居のある方 ⇒所得証明等添付は不要です。 <input type="checkbox"/> 1月1日時点で立川市に住居のない方 ⇒所得証明等添付が必要です。 2 【通級の方】通学費・通学付添費の支給を希望します。 3 すべての経費の支給を辞退します。		入級日(固定級・通級) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 就学援助申請あり	
記載欄② 必須 世帯の状況(前年12月末日現在) (*該当児童・生徒以外の同一世帯全員) 氏名 生年月日(前年12月末日の満年齢) 続柄(該当に○、その他は記入) 職業 在学学校名・学年 前年総所得金額(記入不要) 1 年 月 日 () 才 父・母・祖父母 父・母・祖父母 父・母・祖父母 円 2 年 月 日 () 才 父・母・祖父母 父・母・祖父母 父・母・祖父母 円 3 年 月 日 () 才 父・母・祖父母 父・母・祖父母 父・母・祖父母 円 4 年 月 日 () 才 父・母・祖父母 父・母・祖父母 父・母・祖父母 円 5 年 月 日 () 才 父・母・祖父母 父・母・祖父母 父・母・祖父母 円 6 年 月 日 () 才 父・母・祖父母 父・母・祖父母 父・母・祖父母 円			
世帯員数 お住まいの状況 <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸 人 (※賃貸借契約の写し等添付)		記載欄④ 必須 振込先金融機関・支店名 銀行 信用金庫 農協 支店 種別 口座番号 普通・当座 口座名義(フリガナ)	
記載欄③ 必須 通学費・通学付添費の支給を希望する方は記入してください。 (通学手段・経路の詳細を裏面備考欄に記入してください。) 交通手段 ※該当するものに○を記入してください。 自家用車・公共交通機関(バス・ぐるりんバス・電車・モノレール) 公共交通機関(有・無) 子ども:手帳利用(有・無)/大人:介助割引利用(有・無) 【自動車利用】(例)自宅⇒在籍校、自宅⇒在籍校⇒通級校 (行) 片道 km / (帰) ⇒ (片道 km) 【公共交通機関利用】保護者付添(有・無) ※停留所や駅名を記入 停留所 台 駅 台 駅 (大人) 片道IC料金 円			
記載欄⑤ 必須 (児童養護施設等入所児童生徒用) 施設等代表者証明欄 上記の者は (1)当児童福祉施設において教育費についての措置費を受けていないことを証明する。 (2)当指定療育機関において療育の給付を受けていないことを証明する。 (代表者) 印 世帯の収入状況 学校受付印 所得控除前の 総所得金額 円 退職所得金額 円 山林所得金額 円 計 A 円 所得控除 社会保険料 円 生命保険料 円 地震保険料 円 ひどい額又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ B 円 計 C 円 所得額(A-E) 円 所得月額額 D 円 (C×1/12) 円 障害者加算控除 (保護基準により算定) E 円 収入額(D-E) 円			
記載欄⑥ 必須 私は、就学奨励費の支給を申請するにあたり、次の内容について同意します。 ・就学先(通級先)の学校長を代理人に選任し、立川市から受ける就学奨励費の請求及び受領に関する一切の権限を委任すること。 ・学校が私から徴収すべきものがあるときは、就学奨励費からこれを差し引き校長を経由して、差額を支給すること。 ・就学奨励費が【記載欄③】の口座に振込まれること。 ・立川市教育委員会の支給認定事務に要する、私の世帯における課税状況・公簿等の調査を行うこと。 ・提出した課税資料を立川市課税課と共有すること。 ・転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学奨励費に係る情報共有を行うこと。 年 月 日 氏名 印 ※自署の場合は、押印を省略することができます。			

所得証明等添付欄

備考欄

教育委員会認定欄
認定段階
要・認定(I・II・III)・辞・通
認定年月日
. . .
受付・入力
審査

変更段階
要・認定(I・II・III)・辞・通
変更年月日
. . .
受付・入力
審査

$\frac{F}{i} =$
$\frac{\text{収入額}}{\text{需要額}}$

--	--

		需 要 額 等			
		教育扶助基準	生活扶助基準		第2類
通学費	学校給食費	基準額	第1類	期末一時扶助費	第2類
1	円	円	円	円	f (基準額) 円
2					g (地区別冬季加算額) 円
3					
4					h 住宅扶助基準 円
5					
6					i 需要額 円
a	b 円	c 円	d 円	e 円	(a~hの合計) 円

様

立川市教育委員会

印

特別支援教育就学奨励費認定区分決定通知書

先に申請のありました特別支援教育就学奨励費の支給について、申請書及び添付書類等を審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

認定区分		整理番号	
学校名	対象児童・生徒氏名	認定年月日	備考

※支給内容につきましては、裏面をご覧ください。

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として(訴訟において立川市を代表する者は立川市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問合せ先】

立川市教育委員会

電話

『特別支援教育就学奨励費』支給費目一覧

特別支援教育就学奨励費の支給費目一覧です。
認定区分や学年により支給内容が異なりますので、該当する認定区分・該当学年に沿ってご確認ください。

		支給費目 (単位：円)								
認定区分	学年	新入学 学用品費 通学用品費	学用品 通学用品費	学校給食費	八ヶ岳自然教室・ スキー教室参加費	日光移動教室・ 修学旅行参加費	卒業 アルバム代	校外活動費 (日帰り行事)	宿泊学習 参加費	
要保護	小学校	1年	生活保護費 として支給							
		2～4年		生活保護費 として支給	生活保護費 として支給				該当経費の 実額	該当経費の実額 (知的固定 学級のみ)
		5年				該当経費の 実額				
		6年					該当経費の 実額	円		
	中学校	1年	生活保護費 として支給			該当経費の 実額				
		2年		生活保護費 として支給	生活保護費 として支給				該当経費の 実額	
3年						該当経費の 実額	円			
認定Ⅰ	小学校	1年	円	年額 円						
		2～4年			保護者負担 実額				該当経費の 実額	該当経費の実額 (知的固定 学級のみ)
		5年		年額 円		該当経費の 実額				
		6年					該当経費の 実額	円		
	中学校	1年	円	年額 円		該当経費の 実額				
		2年			保護者負担 実額				該当経費の 実額	
3年			年額 円			該当経費の 実額	円			
認定Ⅱ	小学校	1年	円	年額 円						
		2～4年			保護者負担 実額の1/2				該当経費の 実額	該当経費の実額 (知的固定 学級のみ)
		5年		年額 円		該当経費の 実額				
		6年					該当経費の 実額の1/2			
	中学校	1年	円	年額 円		該当経費の 実額				
		2年			保護者負担 実額の1/2				該当経費の 実額	
3年			年額 円			該当経費の 実額の1/2				
認定Ⅲ	小学校	全学年						該当経費の 実額	該当経費の実額 (知的固定 学級のみ)	
	中学校	全学年						該当経費の 実額		
備考		小学1年 中学1年 (4月1日 認定のみ)	全学年 (適用月から 月割り計算)	全学年	小学5年 中学1年	小学6年 中学3年	小学6年 中学3年	全学年	全学年 (知的固定 学級のみ)	

※振込みは、学期ごとに保護者口座に行います(宿泊学習参加費を除く)。

(1学期：8月末、2学期：1月末、3学期：次年度4月末となります。)

※既に就学援助費の「入学準備金」を受給された方は、「新入学学用品費通学用品費」を受給することはできません。

問合せ先：立川市教育委員会
電話

第 年 月 日

様

立川市教育委員会

印

特別支援教育就学奨励費認定取消通知書

特別支援教育就学奨励費の認定について、次のとおり取り消しをすることに決定したので通知します。

認定区分	整理番号	
学校名	対象児童・生徒氏名	取消年月日
取消理由		

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として(訴訟において立川市を代表する者は立川市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問合せ先】

立川市教育委員会
電話